

益田市ケアマネジメントに関する基本方針

平成 30 年 9 月作成

令和 3 年 9 月改訂

令和 3 年 3 月に策定した「第 8 期益田市老人福祉計画・益田市介護保険事業計画」では、高齢者が住み慣れた地域で安心して、生きがいを持って暮らせるまちを基本目標に掲げ、地域包括ケアシステムのさらなる推進や地域共生社会の実現に向けた施策を推進していくこととしています。

高齢者の自立支援・重度化防止を図り、医療・介護の連携を推進していくうえで、本市と介護支援専門員及び地域包括支援センター職員とでケアマネジメントのあり方を共有するとともに、それぞれの役割を効果的に果たしながら、質の高いケアマネジメントを実現していくため、「ケアマネジメントに関する基本方針」を定めます。

また、ケアマネジメント実施にあたっては、アセスメントの手法として、「課題整理総括表」や「基本チェックリスト」も有効に活用してください。

1. 指定介護予防支援に関する基本方針について

介護保険法並びに益田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年益田市条例第 29 号）の基本的な考え方に基づき、ケアマネジメントを行って下さい。

●益田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 25 年益田市条例第 29 号）第 2 条、第 30 条、第 31 条及び第 32 条

第 2 条（基本方針）

指定介護予防支援等の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援等の事業者(以下「指定介護予防支援等事業者」という。)は、指定介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等(法第 8 条の 2 第 18 項に規定する指定介護予防サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者(以下「介

護予防サービス事業者等」という。)に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援等事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

5 指定介護予防支援等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援等事業者は、指定介護予防支援等の提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第30条(指定介護予防支援等の基本取扱方針)〔略〕

第31条(指定介護予防支援等の具体的取扱方針)〔略〕

第32条(介護予防支援の提供に当たっての留意点)〔略〕

2. 指定居宅介護支援に関する基本方針について

介護保険法並びに益田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年益田市条例第17号)の基本的な考え方にに基づき、ケアマネジメントを行って下さい。

●益田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年益田市条例第17号)第2条、第13条、及び第14条

第2条(基本方針)

指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援等」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援等の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援等を提供する事業者(以下「指定居宅介護支援等事業者」とい

う。)は、当該指定居宅介護支援等の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第 8 条第 24 項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。)等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

4 指定居宅介護支援等事業者は、事業の運営に当たっては、市、法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 7 の 2 に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援等事業者、法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者、法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

5 指定居宅介護支援等事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援等事業者は、指定居宅介護支援等の提供に当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 13 条 (指定居宅介護支援等の基本取扱方針) 〔略〕

第 14 条 (指定居宅介護支援等の具体的取扱方針) 〔略〕

3. ケアマネジメントの質の向上に向けた支援

●第 8 期益田市老人福祉計画・益田市介護保険事業計画(えっとまめなプラン)に地域包括ケアシステムの推進の取組や介護給付費の適正化事業の取組を掲載しています。

3 地域ケアシステムの推進 (P58)

- (1) 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- (2) 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実
- (3) 在宅医療・介護連携の推進
- (4) 日常生活を支援する体制の整備
- (5) 認知症施策の推進
- (6) 高齢者の居住安定に係る施策との連携

9 介護給付等に要する費用の適正化事業 (P88)

- 2) ケアマネジメント等の適正化

●介護予防ケアマネジメントや各種「ちえぶくろ」を作成しています。それぞれ、益田市ホームページに掲載しています。

- (1) 益田市版 総合事業における介護予防ケアマネジメント
- (2) 認知症になっても安心できるちえぶくろ（認知症ケアパス）
- (3) 多職種連携のためのちえぶくろ
- (4) 高齢者の生活支援のためのちえぶくろ
- (5) 益田市高齢者福祉サービスちえぶくろ

●居宅介護支援における特定事業所加算

特定事業所加算とは、中重度者や支援困難ケースへの対応、専門性の高い人材の確保、医療介護の連携など、公正中立で質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価するための加算です。

●サービスの質の向上をはかる指導

利用者の自立支援と尊厳の保持を念頭に、制度管理の適正化とより良いケアの実現に向け、サービスの質の確保・向上をはかることを目的として「集団指導」と「実地指導」を行います。

介護保険法

第1条(目的)

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第2条(介護保険)第2項

〔略〕保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

第2条(介護保険)第3項

〔略〕保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第2条(介護保険)第4項

〔略〕保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。